

# 平成31年第2回南島原市教育委員会定例会

日時 平成31年2月22日（金） 午後4時

場所 南有馬庁舎 2階会議室

## 議事日程

### 第1 開会

### 第2 前回会議録の承認

### 第3 会議録署名人の指名

### 第4 教育長報告

### 第5 議案審議

議案第6号 南島原市立小・中学校教職員人事異動の内申について

議案第7号 南島原市教育支援委員会の答申について

議案第8号 南島原市有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会条例の一部を改正する条例について

議案第9号 南島原市図書館システム再構築事業業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令について

議案第10号 南島原市口之津歴史民俗資料館展示工事業業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令について

### 第6 その他

(1) 準要保護児童生徒就学援助の申請について

(2) 平成31年度教育委員会主要事業計画について

(3) 次回教育委員会定例会の開催について

(4) その他

### 第7 閉会

# 南島原市教育委員会定例会教育長報告

## ○平成31年1月の諸会議並びに諸行事

29日(火) 14:00 定例会教育委員会(南有馬庁舎)

31日(木) 9:00 特別支援教育研究会学習発表会(カムス)

## ○平成31年2月の諸会議並びに諸行事

1日(金) 9:00 平成30年度第2回史跡原城跡・日野江城跡専門委員会(南有馬庁舎)

4日(月) 16:30 全九州卓球選手権大会(中学生の部) 出場報告会(西有家庁舎)

18:30 小豆島町自治連合会歓迎会(真砂)

6日(水) 14:00 平成30年度第4回長崎県都市教育長協議会(島原市) (~7日)  
(島原市)

8日(金) 10:00 第12回文化協会文化祭展示の部開会式(コレジヨホール)

16:30 加津佐中学校吹奏楽部市長表敬訪問(西有家庁舎)

17:00 全国ジュニアテニス大会出場報告会(西有家庁舎)

9日(土) 14:00 夏井いつき句会ライブ(深江ふるさと伝承館)

12日(火) 10:45 平成30年度第8回校長会研修会(カムス)

14:00 平成30年度島原・雲仙・南島原地区初任者研修第2回実施運営委員会(雲仙市)

15:00 平成30年度島原・雲仙・南島原地区中堅教諭等資質向上研修第2回実施運営委員会(雲仙市)

14日(木) 15:00 部局長会議(西有家庁舎)

15日(金) 14:00 平成30年度南島原市学校支援共同実施連絡協議会(オアシスセンター)

20日(水) 19:00 平成30年度第2回健康づくり推進協議会(有家保健センター)

21日(木) 10:00 議会(開会)(有家庁舎)

議案第6号

南島原市立小・中学校教職員人事異動の内申について

提案理由

南島原市立小・中学校教職員の人事異動について、別紙のとおり内申を行いたいの  
で、教育委員会の決定を求める。

平成31年2月22日提出

南島原市教育委員会  
教育長 永田 良二

議案第7号

南島原市教育支援委員会の答申について

提案理由

南島原市教育支援委員会から、本市に居住する心身に障害のある児童生徒（就学前の幼児を含む）に対し、それぞれの能力に応じた教育が受けられるよう、その判定と就学支援の適正を期するための答申が出された。

このことに伴い、南島原市教育委員会で審査する必要があるので提案する。

平成31年2月22日提出

南島原市教育委員会  
教育長 永田 良二

議案第 8 号

南島原市有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会条例の一部を改正する条例について

提案理由

平成 31 年 4 月 1 日に予定する機構組織の改編に伴い、所要の改正を行うもの。

平成 31 年 2 月 22 日提出

南島原市教育委員会  
教育長 永田 良二

南島原市有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会条例の一部を改正する  
条例

南島原市有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会条例（平成28年南島原市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「市長」を「南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第3条第2項中「市長」を「教育委員会」に改める。

第7条中「企画振興部世界遺産推進室」を「教育委員会事務局文化財課」に改める。

第8条中「市長」を「教育委員会」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の第3条第2項の規定により委嘱された南島原市有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会（以下「旧委員会」という。）の委員は、改正後の第3条第2項の規定により南島原市有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会（以下「新委員会」という。）の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、新委員会の委員の任期は、改正後の第4条の規定にかかわらず、旧委員会としての委員の残任期間と同一の期間とする。

南島原市有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、記念館において収集する資料の選考及び評価について調査及び検討を行い、その結果を<u>南島原市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）に報告する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、歴史文化について知識経験を有する者のうちから、<u>教育委員会</u>が委嘱する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>教育委員会事務局文化財課</u>において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が定める。ただし、委員会の運営に関し必要な事項は、<u>委員長</u>が委員会に諮って定める。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 委員会は、記念館において収集する資料の選考及び評価について調査及び検討を行い、その結果を<u>市長</u>に報告する。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、歴史文化について知識経験を有する者のうちから、<u>市長</u>が委嘱する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 委員会の庶務は、<u>企画振興部世界遺産推進室</u>において処理する。</p> <p>(委任)</p> <p>第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が定める。ただし、委員会の運営に関し必要な事項は、<u>委員長</u>が委員会に諮って定める。</p>

○南島原市有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会条例

平成28年3月23日条例第3号

改正

平成29年6月30日条例第18号

南島原市有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会条例

(設置)

第1条 南島原市有馬キリシタン遺産記念館（以下「記念館」という。）における資料の収集を適正かつ円滑に行うため、南島原市有馬キリシタン遺産記念館資料収集検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、記念館において収集する資料の選考及び評価について調査及び検討を行い、その結果を南島原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、歴史文化について知識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財課において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。ただし、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月30日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。



議案第9号

南島原市図書館システム再構築事業業者選定委員会設置要綱を廃止する  
訓令について

提案理由

南島原市プロポーザル審査委員会条例（平成28年南島原市条例第38号）の制定により、プロポーザル形式による業務委託に係る個別の業者選定委員会の設置の必要が無くなったため、本訓令を廃止するもの。

平成31年2月22日提出

南島原市教育委員会  
教育長 永田 良二

南島原市図書館システム再構築事業業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令  
南島原市図書館システム再構築事業業者選定委員会設置要綱（平成27年南島原市教育委員会訓令第2号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成31年3月1日から施行する。

# 廃止

平成27年8月28日教育委員会訓令第2号

## 南島原市図書館システム再構築事業業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 南島原市が行う、南島原市図書館システム再構築事業について、その業者を適正に決定するため、南島原市図書館システム再構築事業業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、南島原市図書館システム再構築事業に係るプロポーザル応募者の提案について審査を行い、優秀な業者を選定するものとする。

(組織)

第3条 選定委員会の組織は、別表のとおりとする。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 選定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、選定委員会の会議に関係者の出席を求め、意見等の聴取をすることができる。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、選定委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この訓令は、平成27年9月1日から施行する。

## 別表（第3条関係）

構成	職名
委員長	教育長
副委員長	副市長
委員	教育次長 教育総務課長 生涯学習課長 情報統計課情報統計班員のうちから委員長が指名する者

	図書館長 図書館司書
--	---------------

議案第10号

南島原市口之津歴史民俗資料館展示工事業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令について

提案理由

南島原市プロポーザル審査委員会条例（平成28年南島原市条例第38号）の制定により、プロポーザル形式による業務委託に係る個別の業者選定委員会の設置の必要が無くなったため、本訓令を廃止するもの。

平成31年2月22日提出

南島原市教育委員会  
教育長 永田 良二

南島原市口之津歴史民俗資料館展示工事業者選定委員会設置要綱を廃止する訓令

南島原市口之津歴史民俗資料館展示工事業者選定委員会設置要綱（平成28年南島原市訓令第15号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成31年3月1日から施行する。

# 廃止

平成28年5月17日訓令第15号

## 南島原市口之津歴史民俗資料館展示工事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 南島原市が行う、南島原市口之津歴史民俗資料館展示工事について、その請負業者を適正に決定するため、南島原市口之津歴史民俗資料館展示工事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、南島原市口之津歴史民俗資料館展示工事に係るプロポーザル応募者の提案について審査を行い、優秀な業者を選定するものとする。

(組織)

第3条 選定委員会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 教育委員会教育次長
- (2) 企画振興部長
- (3) 建設部長
- (4) 企画振興部企画振興課長
- (5) 建設部都市計画課長

(学識経験者)

第4条 選定委員会は、プロポーザルを行おうとするとき、又は業者を選定しようとするときは、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(委員長)

第5条 選定委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

(会議)

第6条 選定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 選定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、選定委員会の会議に関係者の出席を求め、意見等の聴取をすることができる。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、選定委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この訓令は、平成28年5月17日から施行する。